

平成28年1月以降、個人番号（マイナンバー）を扱う事務については個人番号確認及び本人確認書類が必要となります。手続きの際には以下の個人番号確認書類・本人確認書類をそれぞれご持参ください。

個人番号確認書類

- ・個人番号カード
- ・通知カード
- ・個人番号が記載された住民票等

本人確認書類

☆1点の提示で確認ができる証明書（写真付きの身元証明書等）

- ・個人番号カード
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳（写真付き）
- ・旅券（パスポート）
- ・その他、写真付きの資格証明書・身元証明書 等
- ・運転免許証
- ・愛の手帳
- ・在留カード

☆2点の提示が必要な証明書（写真付きでない身元証明書等）

- ・健康保険証
- ・精神障害者保健福祉手帳（写真無し）
- ・介護保険被保険者証
- ・税金・社会保険料・公共料金等の領収書
- ・その他、写真無しの資格証明書・身元証明書 等
- ・基礎年金番号通知書または年金手帳
- ・住民税納税証明書・課税証明書

※通知カードは本人確認書類となりません

※有効期間があるものについては期間内であること、また、証明書類については発行から6か月以内のものに限ります。

★代理申請の場合

代理の方が本人に代わって手続きする場合は、以下のものをお持ちください。

1. 本人の個人番号がわかるもの（上記表の個人番号確認書類）
2. 代理の方の身元が確認できるもの（上記表の本人確認書類）
3. 本人の身元確認ができるもの（上記表の本人確認書類のうち1点） または 代理権確認ができるもの（委任状、登記事項証明書 等）

ご不明な点等はそれぞれの担当窓口までお問い合わせください。